

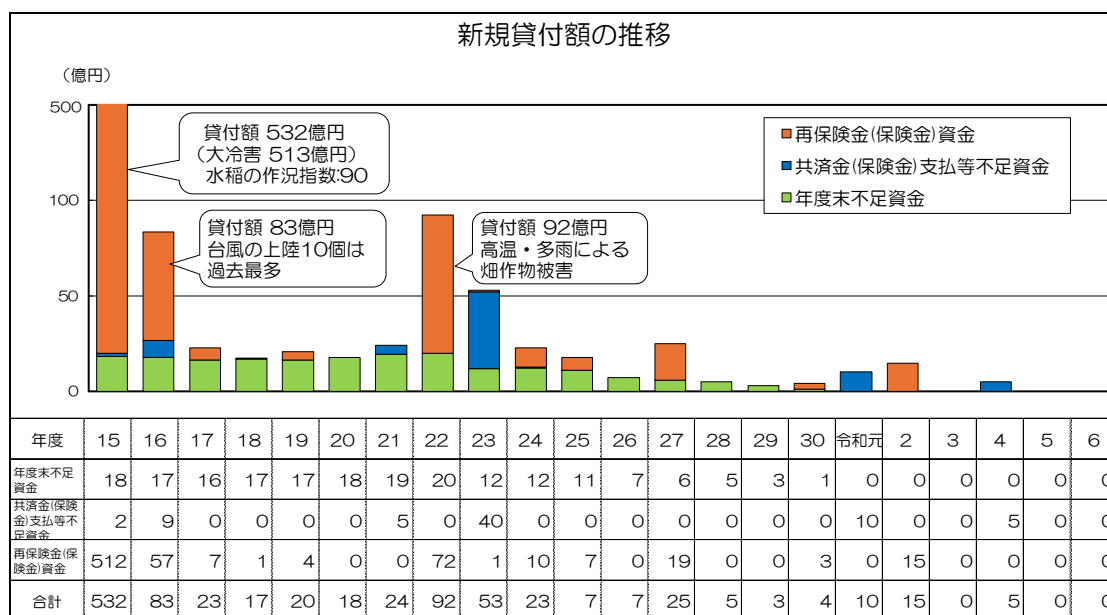
農業保険関係業務の動向及び今後の貸付けの見通しについて

1. 農業保険関係業務の貸付けの実績

- (1) 農業保険関係業務では、これまで農業災害の発生の都度、農業共済団体が必要とされる資金の全額を無担保、無保証で貸し付けることにより、被災農業者の経営安定に寄与してきた。

とりわけ、平成15年に北海道・東北地方を中心に発生した冷害では、再保険金資金及び保険金支払不足資金として513億円（年度末不足資金を含む同年度の新規貸付総額は532億円）の貸付けを行い、この額は当該年度に支払われた共済金の約3割を占めることとなった。

- (2) しかし、近年は、農業共済団体の合併に伴う財務基盤の安定等を背景として、貸付実績が低調に推移しているところである。



2. 農業保険関係業務の貸付けの見通し

(1) 年度末不足資金

農業共済団体の純財産のマイナス部分を貸付対象とする年度末不足資金については、一部の農業共済団体で勘定別繰越不足金の増加が見られるものの、財務状況を見る限り資金ニーズが今後高まる可能性は低い。

農業共済組合の純財産の状況

(単位：百万円,%)

	令和4年度末		令和5年度末		対前年	
	全国合計	構成比	全国合計	構成比	増減	前年比
農作物	179,723	72.6	179,707	72.2	△ 16	100.0
処分後積立金	179,723	72.6	179,707	72.2	△ 16	100.0
繰越不足金	0	0.0	0	0.0	0	-
家畜	△ 2,866	△ 1.2	△ 2,583	△ 1.0	283	90.1
処分後積立金	5,280	2.1	7,735	3.1	2,455	146.5
繰越不足金	△ 8,145	△ 3.3	△ 10,318	△ 4.1	△ 2,173	126.7
果樹	9,237	3.7	9,333	3.7	96	101.0
処分後積立金	9,442	3.8	9,546	3.8	105	101.1
繰越不足金	△ 205	△ 0.1	△ 213	△ 0.1	△ 9	104.2
畑作物	27,820	11.2	25,106	10.1	△ 2,715	90.2
処分後積立金	28,446	11.5	25,818	10.4	△ 2,628	90.8
繰越不足金	△ 625	△ 0.3	△ 712	△ 0.3	△ 87	113.8
園芸施設	33,751	13.6	37,426	15.0	3,675	110.9
処分後積立金	33,908	13.7	37,621	15.1	3,713	110.9
繰越不足金	△ 158	△ 0.1	△ 195	△ 0.1	△ 37	123.8
合計	247,665	100.0	248,989	100.0	1,324	100.5
処分後積立金	256,798	103.7	260,427	104.6	3,629	101.4
繰越不足金	△ 9,133	△ 3.7	△ 11,438	△ 4.6	△ 2,305	125.2

出典：農業共済組合資金事情調査

(2) 共済金（保険金）支払等不足資金・再保険金（保険金）資金

共済金等支払財源の不足する額を貸付対象とする共済金（保険金）支払等不足資金及び政府からの再保険金等の支払いを待たずに共済金を早期に支払うときに不足する額を貸付対象とする再保険金（保険金）資金については、農業共済団体の財務状況から手持資金不足等になることは低いものの、近年は自然災害が激甚化・頻発化しており、被害状況によっては資金ニーズが発生する可能性はある。

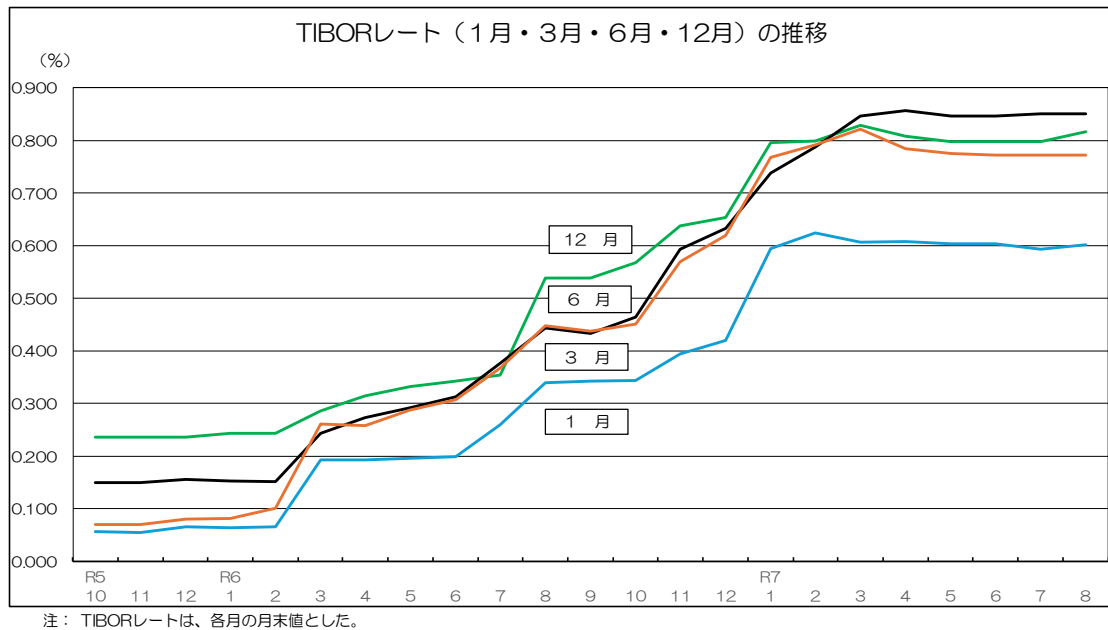
(3) 農業経営収入保険事業

全国農業共済組合連合会が実施する農業経営収入保険事業については、これまで貸付実績は無いが、本事業についても災害状況によっては資金ニーズが発生する可能性は少なからずあるものと考えている。

3. 農業保険関係業務における貸付金利の動向

(1) 農業保険関係業務における貸付金利については、市中金利の動向をより弾力的に反映させるため、設定方法を主要銀行間の取引金利である全銀協日本円 TIBOR レートを基準に農業共済事業、農業経営収入保険事業ごと一定の率を上乗せした利率としている。

全銀協日本円 TIBOR レートを含む市中金利については、令和 6 年 3 月のマイナス金利政策の解除及び同年 7 月の政策金利の引き上げ等に伴い、明確な上昇が見られているところである。



- (2) このような状況のもと、貸付金利の水準についての検討を行い、貸付原資を民間金融機関からの短期借入金により賄うこととしている農業経営収入保険事業に係る貸付けについて、0.10%程度の引下げが可能との判断に至ったことから、設定方法を「全銀協日本円 TIBOR レート+0.25%」に変更し、令和7年4月1日から適用を開始したところである。

なお、貸付原資を農業共済団体等からの出資金により賄うこととしている農業共済事業に係る貸付けについては、既に貸付金利を低位に設定していることから、現行の設定方法である「全銀協日本円 TIBOR レート+0.15%」を維持することとした。

- (3) 民間金融機関からの借入金利については、依然として上昇傾向が見られるところであるが、貸付金利の基礎となる全銀協日本円 TIBOR レートも上昇しており、貸付原資の一部を民間金融機関からの短期借入金により賄っている漁業災害補償関係業務の調達状況をみると、現時点において借入金利が貸付金利を上回る「逆ざや」という事態になってはいない。

なお、今後の金利情勢等の変化によっては、貸付金利の設定方法を見直すことが必要となる可能性もあるため、貸付金利の設定方法の見直しを行った場合には、次回の運営委員会において報告することとする。

以上